平成２９年（フ）第２４９号
川崎市高津区下野毛１丁目９番10―102号　ディネリリーマンション
債務者　諸橋　　弘
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
川崎市宮前区馬絹１丁目25番７号　メゾーネ木村　C、前住所川崎市高津区梶ケ谷５丁目８番地９　ラ・ヴィスタ　303
債務者　大西由美子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
川崎市宮前区初山１丁目23番14―301号　シャルム初山
債務者　佐藤眞理子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
川崎市川崎区殿町２丁目16番10―202号　サンクレスト
債務者　安達　宏司
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
川崎市中原区苅宿49番32号　遠藤ハイツ101
債務者　八鍬　　繁
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０５２号
大阪府東大阪市横沼町１丁目６番19号　メゾンｋｏｍａ105号
債務者　脇　　泰博
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４号
岡山県高梁市落合町阿部3409番地３
債務者　瀧川　一人
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９７号
岡山県備前市三石1141番地２
債務者　森　　和明
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００号
岡山市南区西市496番地３　コーポグレイス103
債務者　森本　佐代
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３３号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番48―205号
債務者　小俣　榮子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５２８号
東京都多摩市桜ヶ丘４丁目26番地の20メゾンオコト101
債務者　和田　克己
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２号
愛知県知立市谷田町本林１丁目１番地24　ハイツコウシン101号
債務者　樋口　易子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７０号
東京都日野市旭が丘４丁目５番地の18
債務者　山本　要一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２８年（フ）第３５９号
千葉県市原市ちはら台東４丁目11番地14　グラン・シャリオ301、開始決定時の住所千葉市緑区あすみが丘４丁目39番地　ガーデンコート杜の街参番館201号
破産者　大槻　洋一
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３０号
茨城県結城郡八千代町大字沼森781番地の１
破産者　有限会社山口容器
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部